

所管：国立感染症研究所国立国際医療研究センター国際感染症センター

文書名：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2021年8月6日改訂版）

リンク：<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/covid19-01-210806.pdf>

適用者：医療関係者及び保健所

【記載項目抜粋】

4 環境整備（4P）

<医療機関における病室>

- テーブル、ドアノブなどの拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水[†]、遊離塩素濃度 25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水[‡]（排泄物やおう吐物等の汚物がある場合は遊離塩素濃度 100ppm(100mg/L) 以上）も有効である。次亜塩素酸水や亜塩素酸水については、それぞれの特性を理解して、適切に使用することが求められる。次亜塩素酸水や亜塩素酸水の適切な使用に関しては、製品又はその説明書等に、使用方法、使用期限、有効成分（塩素濃度、上記濃度を満たすもの）、液性に関する情報が示されている製品について、その説明書に従って使用する。特に注意すべきこととして、次亜塩素酸水は、生成または調製後すぐに使用すること、保存（概ね 1 か月以上）したものを使用する場合は濃度を使用前に測定し適切でない濃度であれば使用しないこと、消毒したいものの表面をヒタヒタに濡らし 20 秒以上おいてからきれいな布やペーパーで拭き取ることがあげられる。亜塩素酸水は、調製後すぐに使用すること、保存（概ね 1 か月以上）したものを使用する場合は濃度を使用前に測定し適切でない濃度であれば使用しないこと、清拭した後数分以上置きその後水気をふき取って乾燥させること、などが挙げられる。
- 患者や疑い患者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）かアルコール（エタノール又は 2 プロパノール、70%）による清拭（特にドアノブ、トイレトペーパーホルダー、水栓レバー、便座を毎日実施することを推奨する。共有トイレのウォシュレットは、ノズルを清潔に管理できない場合は使用しないことが望ましい。その他、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水[‡]（排泄物やおう吐物等の汚物がある場合は遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上）も有効である。次亜塩素酸水や亜塩素酸水については、それぞれの特性を理解して、適切に使用することが求められる。便などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。体液、血液等が付着した箇所の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（SARS や MERS の箇所）を参照すること。

4 環境整備 (5P)

<高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等>

- 患者発生時に、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などは70%のアルコール（エタノール又は2-プロパノール）か0.05%（500ppm）次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。
- その他、有効塩素濃度80ppm以上の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水[‡]（排泄物やおう吐物等の汚物がある場合は遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上）も有効である。次亜塩素酸水や亜塩素酸水については、それぞれの特性を理解して、適切に使用することが求められる。

*60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、70%のアルコール（エタノール又は2-プロパノール）が手に入らない場合には、60%台のエタノールによる清拭も許容される。